

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年7月19日 15時20分ごろ
発生場所	青森県 ^{あじ} 鱒ヶ沢町 ^{あじ} 鱒ヶ沢港西北西方沖 鳥居埼灯台から真方位335°6.7海里（M）付近 （概位 北緯40°50.9′ 東経139°56.3′）
事故の概要	漁船 ^{きんりょう} 第一金漁丸は、えび籠漁の揚縄作業中、甲板員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一金漁丸、19トン AM2-8004（漁船登録番号）、個人所有 17.65m（Lr）×4.33m×1.58m、FRP ディーゼル機関、670kW（動力漁船登録票による）、平成19年3月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月8日 免許証交付日 平成24年4月12日 （平成29年5月7日まで有効） 甲板員A 男性 38歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西北西、波高 約0.5m、潮流 北東流約1～2ノット
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、平成28年7月19日08時00分ごろ青森県中泊町 ^{なかどまり} 小泊漁港 ^{こどまり} を出港し、鱒ヶ沢港西北西方沖の漁場においてえび籠漁の操業を行っていた。 本船は、船首を南南西方に向けて漂泊し、潮流の影響で圧流されるので、時折、前部甲板上に置いていた操舵及び機関の遠隔操縦装置を

使用して潮上りを行いながら、2回目の揚縄作業を開始した。

甲板員Aは、前部甲板の左舷側に設置された揚縄用ドラム（以下「本件ドラム」という。）の後方で左舷方を向いて立ち、左手で本件ドラムの操作レバーを操作しながら舷縁に設置された揚縄用ローラ（以下「本件ローラ」という。）上を揚がってくるえび籠の付いた幹縄を揚収し、幹縄とえび籠とを繋ぐ枝縄からえび籠を外す作業を行っていた。（写真1参照）



写真1 前部甲板の左舷側の状況

甲板員Aは、枝縄がえび籠に絡んだ状態で揚がってきたので、左手で枝縄をえび籠から解こうとしたものの、解けなかったため、一旦本件ドラムを停止させようと思い、絡んだ枝縄から左手を離そうとしたが、15時20分ごろ本件ローラと幹縄との間に左手が挟み込まれ、自ら本件ドラムから左手を外した後、本件ドラムを停止させた。

船長は、前部甲板の中央に置かれた選別台の右舷側に立ち、えびの選別作業を行っていたところ、甲板員Aの叫び声が聞こえ、甲板員Aから左手を挟み込んだ旨の報告があったので、応急手当を施した後、携帯電話で所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに、救急車の要請を依頼した。

甲板員Aは、本船が操業を中止して小泊漁港に帰港した後、搬送された病院で左示指切断（末節部）と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

甲板員Aは、本事故当時、本件ドラムで約600～800mの瀬縄及び約3,300mの幹縄を揚収しながら、枝縄に取り付けられたC環を外し、えび籠を甲板上に置く作業を行っていた。

本船は、本事故当時、えび籠の揚縄作業に影響する船体動揺はなかったが、潮流が弱かったので、枝縄がえび籠に度々絡んでいた。

本船の乗組員は、枝縄がえび籠に絡んだ際、一旦本件ドラムを停止させてから絡んだ枝縄を解くこととしていた。

甲板員Aは、枝縄がえび籠に絡んだ際、一旦本件ドラムを停止させてから絡んだ枝縄を解くことを知っており、簡単に解けない場合は、いつもと同じように本件ドラムを停止させていたものの、本事故当時、すぐに絡んだ枝縄を解いてえび籠を外せると思ったので、同ドラムを停止さ

	<p>せなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、本件ドラムを含め、漁労機器に不具合又は故障はなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、Tシャツ及び腕抜きを着用し、両手にゴム手袋をはめていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鰹ヶ沢港西北西方沖において、えび籠漁の揚縄作業中、枝縄がえび籠に絡んだ状態で揚がってきた際、甲板員Aが、本件ドラムを停止せずに枝縄をえび籠から解こうとしたことから、枝縄が解けずに本件ドラムを停止させようとし、本件ローラと張力が掛かった状態の幹縄との間に左手指を近づけ、挟み込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、すぐに枝縄をえび籠から解けると考えていたことから、本件ドラムを停止させなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鰹ヶ沢港西北西方沖において、えび籠漁の揚縄作業中、枝縄がえび籠に絡んだ状態で揚がってきた際、甲板員Aが、本件ドラムを停止せずに枝縄をえび籠から解こうとしたため、枝縄が解けずに本件ドラムを停止させようとし、本件ローラと張力が掛かった状態の幹縄との間に左手指を近づけ、挟み込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラムを使用して揚縄中に漁具等に絡んだ索具を解く際は、ドラムを停止してから行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

